



**Discussion Paper Series**

No.225

**銚子醤油醸造業賃金の再推計：1864～88年**

鷲崎俊太郎

November 2007

**Hitotsubashi University Research Unit  
for Statistical Analysis in Social Sciences**  
A 21st-Century COE Program

Institute of Economic Research  
Hitotsubashi University  
Kunitachi, Tokyo, 186-8603 Japan  
<http://hi-stat.ier.hit-u.ac.jp/>

## 銚子醤油醸造業賃金の再推計：1864～88年

——ヤマサ醤油・蔵奉公人——

鷺崎 俊太郎

一橋大学 21 世紀 COE プログラム 研究員

2007 年 11 月

本稿は、銚子醤油醸造業の賃金（吉田ゆり子「醤油醸造業における雇用労働」林玲子編『醤油醸造業史の研究』吉川弘文館、1990年、所収）について、原データに遡って再集計を行い、幕末・明治期の賃金動向に対して若干の修正を行うことを目的とする。同書は、ヤマサ醤油を中心とする銚子醤油醸造業史の一次史料に即した実証的研究であり、吉田論文は、当該産業の雇用労働の実態と変遷を、近世から近代にかけて総合的に考察した点で高く評価されている。とくに、徳川～明治期を連続的に捉えた奉公人賃金の1次データは、その後の賃金史研究に多大な貢献を果たしてきた。しかしながら、現場責任者である「頭」と青年男子を中心とする「若者」の給金に関して、データ上の問題が見られるため、本稿にてその再推計を試行してみた。その結果、「若者」については、バイアスの掛かったサンプルを取り除くことで、データの安定性が構築され、「頭」に関しては、役職手当を考慮したことで「若者」との賃金格差が明瞭に観察された。これらのファクト・ファインディングは、幕末期までに下落した実質賃金が、明治期に入ると従来の見解よりも早い回復力を持っており、明治10年代初期の地方消費市場について、熟練を中心とする階層の購買力が予想以上に高かったことを物語っている。

## はじめに

本稿は、銚子醤油醸造業の賃金について、原データに遡って再集計を行い、幕末・明治期の賃金動向に対して若干の修正を行うことを目的とする。

銚子醤油醸造業の賃金データは、1990年における吉田ゆり子の論文で初出された<sup>1</sup>。吉田論文を含む林玲子編『醤油醸造業史の研究』は、ヤマサ醤油を中心とする銚子醤油醸造業史の一次史料に即した実証的研究であり、銚子醤油醸造業の生産・流通・労働・経営の諸側面を、近世から近代にかけて総合的に考察した点で高く評価されている。このうち、吉田の論考は、「従来研究の手薄であった当該産業の雇用労働の実態と変遷を解明しようとした労作<sup>2</sup>」といわれる。具体的には、同社の所蔵する「大福帳」と「入目帳」から奉公人（年雇人）の職種別賃金データを作成し、18世紀半ばから20世紀初頭にいたるまでの雇用労働の実態を、とくに労働力編成、雇用形態、給金の側面から明らかにした。その内容を大まかに捉えると、次のとおり要約される。

醤油醸造の場合、年間を通じて仕込みの作業を行うために、1年勤続する年季奉公人を主体として、その労働力を編成する必要があった。その労働組織は、醸造家ごとに異なるが、ヤマサ醤油の蔵奉公人は、全作業工程の責任者・総指揮者である「杜氏」、杜氏に次いで醤油醸造の技術を持っていた現場責任者の「頭」、そして青年男子を中心とする「若者」で構成されていた。入店後の若者は、数年間それほど特別な技術を必要としない作業に従事していたが、やがて「麦煎<sup>3</sup>」・「諸味搔<sup>4</sup>」など、熟練と体力、そして勘を必要とする役職を経験し、入店数年後には「頭」に就任していく。さらに「頭」を経験した者のなかから、たった1人が「杜氏」へと昇進する。このようにして熟練労働者が養成されていくため、店内での長期勤務は奉公人にとってきわめて重要な経験だったといえる。

1645（正保2）年創業のヤマサ醤油は、18世紀後半から19世紀初頭にかけて生産増大の時期を迎えるが、それに連動して奉公人総数も増加の傾向を示してゆく。彼らの大半は、3年以上の長年季で契約した銚子周辺農村の次三男であり、その給金は主として家計を補充する役割として期待されていた。文化期（1804～18年）ごろまでの労働力は、このような形で年季奉公人を主体としていた。

---

1 吉田ゆり子「醤油醸造業における雇用労働」林玲子編『醤油醸造業史の研究』吉川弘文館、1990年、所収、162頁の第10表。

2 天野雅敏「書評」『社会経済史学』第56巻第6号（1991年2月）、106頁。

3 麦煎は、原料の小麦を臼で挽いた後に選分して炒る作業で、勘と熟練を必要とした。のちに専門的な作業として分化し、特定のポストとして確立したのが、「麦煎」役である。「麦煎」は、頭が休んだ場合に、その日の作業の割り振りをしたことから、「頭」に次ぐ重要な地位にあったと想定される。

4 炊いた大豆と炒った小麦に麴を混ぜ合わせて発酵させたもの（麴）に、塩水を加えたのが諸味である。諸味の状態を一定に保っておくために、仕込み後しばらくの間、諸味を攪拌する作業が、「諸味搔」にあたる。この作業も、熟練を要するうえに、力を必要とするため、体格の良い者が担当したといわれている。吉田「醤油醸造業における雇用労働」、134頁。

ところが、文政期（1818～30年）以降、原料費の高騰によって経営が圧迫され始めると、長期雇用者を切り捨てて1年未満の短期奉公人や日雇を雇用し、経費節減へと方向転換を行う。彼らのなかには、醤油醸造技術も身に付けず、年季を勤めあげる前に退職していく者も少なくなく、慢性的な労働力不足の状態は幕末期まで継続した。

元治～慶応期（1864～68年）になると、給与体系と雇用形態に改編が見られた。急激なインフレーションが給金の実質的な低落を招いたことで、労働者による給金値上げ闘争が展開され、特別給の支給が一時的に実現した。これは明治期に入ると制度化され、年間ボーナスあるいは役職手当として恒常的に支給されるようになった。他方、雇用形態に関しては、日雇の採用が幕末期になっても加速し、年季奉公人の減少に拍車をかけた。だが、明治初年以降のヤマサ醤油は、生産の安定化を図るために、年雇人を育成して生産の中核を担当させ、単純な力仕事や仕込みの多忙な時期には、各地から銚子へ流入してきた労働力を日雇として雇用する体制を築いていった。

このように吉田論文は、醤油の仕込石高と労働者数との相関関係に注目し、ヤマサ醤油の経営動向を労働力の雇用形態の側面から明らかにした。もちろん一部の評者からは、同社の雇用労働と銚子周辺の地域構造との関係が明確でないといった課題も指摘されているが<sup>5</sup>、総じて研究の到達点を前進させたことに疑問を挟む声はない。とりわけ、奉公人の賃金データは、徳川～明治期の連続性という優れた史料的特長を抱えている以上、その後の賃金史研究に多大な貢献を果たしてきたと位置づけられる。

事実、斎藤修は、18世紀から20世紀初頭までの実質賃金水準の動向と職種別賃金格差の変化のパターンを観察し、3世紀にわたる賃金労働者の生活水準とその変容の解明に努めてきた<sup>6</sup>。その目的は、ひとつに幕末・明治期の実質賃金動向と賃金格差動向に対する基本的な事実を確定させることにあった。「18世紀末までは実質賃金水準の上昇と熟練・不熟練間格差の縮小が同時にみられたのにたいし、それ以降は実質賃金水準停滞、格差構造固定化によって特徴づけられる<sup>7</sup>」ことを全国的に実証するうえで、銚子醤油醸造業の賃金データは、関東地方農村部の事例として必要不可欠なソースだったのである。

以上、銚子醤油醸造業の賃金データについて、その有用性を確認してみた。それらを踏まえたうえで、いま公表されているデータ、および斎藤がそれに基づいて作成した賃金指数<sup>8</sup>を顧みると、以下に掲げる2つの問題点が浮かび上がる。

第1は、データの不安定性について。吉田は、年雇人の給金高を検討するにあたって、「杜氏と頭と若者に分け、若者はその年の杜氏と頭を除いた年雇人の給金高の平均値をと

<sup>5</sup> 老川慶喜「書評」『史学雑誌』第100編第3号（1991年3月）、75頁。このほか、同書に対しては、長谷川彰の書評（『経営史学』第27巻第2号（1992年7月））がある。

<sup>6</sup> 斎藤修『賃金と労働と生活水準——日本経済史における18-20世紀』岩波書店、1998年、37-39頁。

<sup>7</sup> 斎藤『賃金と労働と生活水準』、18頁。

<sup>8</sup> 斎藤『賃金と労働と生活水準』、189～192頁。

り、頭は段階的に併存した若者の給金の最高額を示すもの<sup>9)</sup>と定義し、それぞれの推移を追っている。だが、結果として、幕末・明治初年の物価上昇期にも関わらず、「頭」や「若者」の給金高は、上下動の激しい推移を辿ることになってしまった。それとともに、1年の途中から採用された中途採用者、1年の途中で退職した中途退職者の給金に対して、どのように対処したのか、定かではない。ただ、そのヒントとなる方策は、労働者総数を算出する際に述べられている。すなわち、「労働日数を便宜的に1年＝360日で割って、年雇人数に直して合計した<sup>10)</sup>」という記述から、おそらく給金高に関しても、同様の方法で求めたと推測される。これに加えて、若者の給金高を同論文内の第11表①b「若者1人当平均給金」と比較してみると、本来は一致した数値を示すべきであるにも関わらず、明らかに不整合な箇所が散見される。こうした「頭」と「若者」の給金に関する不安定要素を考慮したうえで原データからの再集計を行い、銚子醤油醸造業の賃金変動パターンを確定させることが、本分析における最初の目的である。

第2は、年雇人の給金格差について。吉田は、それを次のようにまとめた。すなわち、すでに幕末期から「頭」と他の「若者」との間に給金高の接近がみられていたが、明治期に入ると、名目給金の上昇によって、給金額の集中度が高まっていった。さらに1874(明治7)年以降、年雇人の大半は、「頭」・「麦煎」・「諸味搔」といった要職を経験するようになる。このことから、蔵奉公人の熟練度がいずれも高くなっているために、年雇人間で給金格差がほとんどみられなくなり、要職についた時に支給される役職手当が事実上の給金格差になったと判断する<sup>11)</sup>。これに対して、斎藤が作成した賃金指数は、年間の基本給のみを対象とし、飯料や特別給を含んでいない。もっとも、これらの報酬は、上述した如く、物価上昇期に多く支給される傾向があり、結果として基本給の購買力低下を和らげる機能をもっていたといわれている<sup>12)</sup>。したがって、飯料や特別給を賃金指数に含まなかったことは然るべき措置といえるが、「頭」の役職手当に関しては十分な検討が施されていない。斎藤の主張からすれば、幕末・明治期の熟練・不熟練間の格差は拡大ないし固定化することを特徴としていたのだから、「頭」と「若者」との間に給金格差がなくなる方向での指数作成は、「頭」の実収入を過小評価しており、結論と齟齬を来すことになりかねない。また、「頭」への就任には、単に高い熟練労働力だけを求めず、将来の杜氏としての現場管理能力が問われていた点も看過してはならないだろう。以上から判断する限り、「頭」に関しては、特別給のうち役職手当を含んで推計したほうが、斎藤の趣旨に沿うのではないかと考えられる。この実践が、2番目の目的となる。付言しておくならば、「頭」も、役職手当とは別に、特別ボーナスにあたる「骨折」や飯料を支給されていた。これらを賃金推計に含まない点では、「若者」の系列と対等な関係にあるので、賃金指数の再推計に支障を来すこ

<sup>9)</sup> 吉田「醤油醸造業における雇用労働」、161頁。

<sup>10)</sup> 吉田「醤油醸造業における雇用労働」、142頁。

<sup>11)</sup> 吉田「醤油醸造業における雇用労働」、177～178頁。

<sup>12)</sup> 斎藤『賃金と労働と生活水準』、40頁。

とはないと思われる。

## I. 史料——「大福帳」

今回の再集計で使用する史料は、ヤマサ醤油株式会社所蔵文書の「大福帳」である。「大福帳」は、同社所蔵文書の近世史料群の大半を占め、1709（宝永6）年を最初とし、1889（明治22）年を最後とする163冊を今日に遺している<sup>13</sup>。1冊の内容は非常に豊富で、原材料の仕入先と金額、江戸や地廻り圏への出荷先と代金などが克明に記されている。また、蔵方の奉公人の口座に関しても、杜氏から日雇にいたるまで、労働者1人1人に対する貸金の付込みとその決済が記帳されている<sup>14</sup>。このうち今回の分析では、特別給の支給が開始された1864（元治元）年から1888（明治21）年まで、16か年分を対象とした<sup>15</sup>。

分析に先だって、年雇人の雇用契約の方法をまとめておこう。ヤマサ醤油では、毎年1月1日にその雇用を開始した。新規の雇用者に対しては、12月20日以降に契約をかわし、翌年の1月1日から勤務を開始する。このとき、身元保証人として、請人と人主がたてられる。請人・人主は、一般的に雇用主に対して「奉公人請状」を作成し、提出するのだが、ヤマサ醤油の場合には、この請状が遺されていない。契約の際には、年季と給金高が定められたが、ここで重要なのは、給金の一部（70～80%）が手金として請人か人主に渡されていたことである。言いかえると、奉公人が直接給金を受け取ることはなかった。他方で残金（20～30%）に関しては、1月以降、奉公人が金を必要とするごとに、雇用主が「かし」計算で残金から支給し、12月の末に年末に定給金高との差額を決算した。貸越の場合は、奉公人が年末までに店に入金して決算を終了し、定給金額より貸越が下回った者へは、年末に差額が支払われた<sup>16</sup>。いずれにしても、こうした形で給金を支払ったとみなされていた。

## II. 考察

### 1. 「若者」系列

はじめに、「若者」の基本給系列を再検証してみよう。表1のA～Eは、「大福帳」に記載された「若者」の年雇人に対して、その人数、基本給に関する数値を算出した結果を表している。ここで確認しておきたいのは、「若者」年雇人の全員を対象とした点である。人

<sup>13</sup> 林玲子「銚子醤油醸造業の開始と展開」同編『醤油醸造業史の研究』、所収、8頁。

<sup>14</sup> 吉田「醤油醸造業における雇用労働」、133頁。「大福帳」のほか、「入目帳」には「給金方」という口座に蔵人に関わる給金や仕着せ等に関する支出を記されているが、今回の閲覧では手が回らなかった。したがって本分析は、吉田集計のうち「入目帳」を利用したと思われる1874～75年、1880～81年のデータと、同じく時間の関係上閲覧できなかった1889年の「大福帳」データを載せていない。後日の機会を待ちたい。

<sup>15</sup> ヤマサ醤油株式会社文書は、通常非公開での状態にあるが、今回は9月10～11日の2日間、醤油史研究会（事務局・井奥成彦教授）のご協力のもとで、閲覧する機会を賜った。同社関係者の皆さま、そして井奥先生には、この場をお借りして謝意を表したい。

<sup>16</sup> 吉田「醤油醸造業における雇用労働」、153頁。

数（系列 A）を見れば、吉田が計算した年雇人の人数と完全に整合しないにしても、近似値を示していることが理解できよう。

まず、「若者」全員の平均給金額（系列 B）に注目しておきたい。この平均値は、「若者」それぞれの基本給を各年で算術平均したものである。吉田作成のそれと完璧に一致したわけではないが、両者の相関性は十分に把握される。ここでの問題は、先に述べたように、慶應～明治初期の物価上昇期に、平均給金が不安定な動きを示した点にあった。この不安定の要素は、どこに求まるのだろうか。この点を詳しく検証するために、やはり「若者」全員の基本給に関する最頻値・最高値・最低値（系列 C～E）を計算してみた。そうすると、最頻値は対象となる 16 か年でいずれも平均値を上回っており、さらに 1866（慶應 2）～70（明治 3）年の最頻値は、最高値に等しかったことが明らかとなる。この点は、「蔵奉公人の熟練度がいずれも高くなっているために、年雇人間で給金格差がほとんどみられなくなっている<sup>17</sup>」という吉田の見解を確認したといえるが、だからこそ、賃金データの作成にあたって、著しく低額の基本給を受け取っていた「若者」まで含めてしまうと、平均給金を過小評価してしまう危険性が生じてしまう。

それでは、最低額の給金を受け取っていた「若者」とは、どのような横顔を持っていたのだろうか。「大福帳」に立ち返って調べた結果を、表 1 の系列 F に記載してみた。その特徴を年代別に探ると、第 1 に、元治～慶應期の 2 か年に給金が最も低かった「若者」は、2 年季契約の奉公人であったことが判明する。奉公人の年季については、先述したとおり、18 世紀までは 2 年季が主流だったのに対して、幕末に至るまでの間に 1 年季へと移行したことが知られている。したがって、この時期の 2 年季奉公人は、ヤマサ醤油に見られるその最後の存在だった。実際、1864（元治 2）～66 年に 2 年季契約の奉公人を数えてみると、それぞれ年代順に 4 人、5 人、1 人と消滅する方向にあった。残念ながら、吉田集計では、複数年季で契約した奉公人の給金をどのような方法で 1 年あたりに換算したのか判断つかない。とりあえず、ここでは単純に年季数で除してみた。この算出方法は物価の安定期においては問題ないが、慶應期のごとく、その急騰期に用いると、2 年目の給金を極端に過小評価してしまう恐れがある。

第 2 の特徴として、奉公人の年季は、明治に入るとほぼ完全に 1 年季に収束していったが、そのかわりに中途退職者の給金が最低値にあった点も軽視できない。ここで中途退職者の給金については、吉田の記述どおり、勤務期間を「1 月＝30 日」、「1 年＝360 日」と換算して、年間ベースで計算している<sup>18</sup>。具体的な事例を、「大福帳」から抽出してみよう。1870～71（明治 4）年に最低賃金を得ていたのは、仙太郎という「若者」だった。仙太郎は 1869（明治 2）年に「蔵日用」として雇用されており、5 両の給金を得ていたが、その年末に年雇人としての契約を請けている。年雇人としての年給は 5 両のまま据え置かれたが、翌 70 年末の決算では 6 両に値上げされていた。さらに翌 71 年にも、仙太郎は年雇人

<sup>17</sup> 吉田「醤油醸造業における雇用労働」、178 頁。

<sup>18</sup> 吉田「醤油醸造業における雇用労働」、195 頁の注 17。

として従事していたが、その年の6月6日をもってヤマサ醤油を退職している。「正月朔日ヨリ六月六日迄五ヶ月ト六日」の勤務日数で金2両2分と銀6匁が支給されているから、年給に換算すると、前年と同額の金6両に相当する。この仙太郎のケースから、いくつかの興味深い事実が見出される。ひとつとして、明治初期には日雇と年雇人の給与格差が明瞭ではなかった。このような「若者」とは、就業の時点で高い熟練度を有していたり、あるいはそれを期待されていたりした年雇人だったとは考えがたい。むしろ、特別な技術を必要としない単純労働者として1年を過ごしていたであろう。したがって、年雇人とはいっても、日雇のときと同じように、比較的拘束力なく労働市場から退出できたのではないだろうか。いまひとつとして、最終的に得られる給金は、前年末の契約時に定められた金額とは限らなかった。よって、年雇人は、契約満了の年末まで勤めあげれば、給金増額の手を伸ばされていたと考えられる。1870年の「大福帳」には、「頭」の役職給以外、「若者」全員が特別給金を支給された形跡は見当たらない。そうであるならば、仙太郎の増額分は、「年間ボーナス」としての意味合いを持っていたのかもしれない。したがって、中途退職者には、この増額分が支給されていなかった計算になる。

上記の2点以外にも、最低給金にあった理由として、「複数年勤務していた年雇人の1年目」というケースが見受けられた。しかし、彼らは3年以上継続的に雇用されていたので、ある程度の技術力を身につけていった年雇人だったと推測される。たとえば、兼松という年雇人は、1年目の1876（明治9）年にその年の最低額（12円50銭）しか支給されなかったが、3年目の給金は15円50銭に増額されている。同様に、丑松という年雇人の給金は、最低値だった1878（明治11）年の13円50銭から、5年の間に29円まで上昇したのである。

以上の観察から、「若者」の平均給金が不安定化していたのは、第1に複数年季契約の奉公人、第2に中途退職者の給金を含めて計算してしまったからだと説明される。そこで、これら2点に該当する年雇人を除いて再集計した結果が、表2となる。ここで対象となる「若者」の人数を系列Gに、「大福帳」記載の総人数（表1の系列A）に対する比率を系列Hに示しておいた。上述の不安定化要素を取り除いたとしても、対象となる「若者」の人数は、1870年の1年分を例外として、「大福帳」に記載された総数の過半を維持している。とくに明治10年代になると、80%台前後の高い比率を誇っていた。入店直後の年雇人が定着していた証左でもある。この人数に基づいて、再集計した基本給の平均値・最高値・最低値は、表2の系列I~Kとなる。これにより、「若者」賃金データの微動は改善されたといえよう。その大局的なトレンドは、1864~82年の増加、1882~87年の減少、そしてそれ以後の増加という傾向を示していた。吉田推計の「若者」給金は1888年以後も下落の傾向にあったため、1890年をそのボトムとしているが、表2によると、1887年には既に下げ止まっていた可能性が高かったのである。



## 2. 「頭」系列

次に、「頭」の給金について再検討してみたい。吉田は、「頭は段階的に併存した若者の給金の最高額を示すものとして考察<sup>19)</sup>」を行っている。だが、厳密に述べると、この定義は1882(明治15)年から成立していかなくなる。

「大福帳」の記載事項から、この点を確認してみよう。1870年代の蔵方は、2人の「若者」によって支えられてきた。ともに1871年に採用された春吉と治平という年雇人が、それに当たる。春吉は1874~78年の5年間「頭」を勤め、治平は翌79(明治12)年に春吉から「頭」を継承した。治平がいつまで「頭」を勤めていたのか定かでないが、3年後の1882年に「頭」に就任していたのは、栄蔵という新たな「若者」だった。栄蔵は1877(明治10)年に入店した年雇人で、遅くとも入店5年目までには「頭」に就任したことになる。このとき、栄蔵の基本給が30円だったのに対して、既に「頭」を経験してきた春吉と治平のそれは30円50銭に到達していた。このため、現職の「頭」よりも高給の「若者」が存在していたことになる。

栄蔵は、1884(明治17)年5月18日でヤマサ醤油を退職する。その後、7月に由蔵が就任するまでの1か月半は、「頭」が不在だった模様である。由蔵は、栄蔵よりも1年早く1876年からヤマサ醤油に入店していたが、若年で未熟練者だったのか、その初任給は栄蔵よりも4円も下回る13円に過ぎなかった。しかし、6年の月日が流れた1882年には30円を支給されており、当時の「頭」である栄蔵と肩を並べるようになった。由蔵が「頭」を勤めていた1884~88年という期間は、表2で見たとおり、松方デフレの影響を受けて、「若者」の基本給が著しく低下した時期である。そのために、「頭」の由蔵をはじめ、「頭」を辞してもなお勤続していた春吉・治平の基本給は、いずれも27円から24円へと下落している。だが、この期間、彼ら熟練者よりもさらに高給を受けていた徳兵衛という「若者」がいた。徳兵衛は、84年に基本給30円で入店し、87~88年においても27円の給金を得ていた。「頭」経験者のそれと比較すると、各年とも3円も高い金額であるため、徳兵衛が相当程度の技術力を持った熟練だったと見て疑いない。

吉田の分析によれば、80年代になると、年雇人の熟練度は「いずれも高くなっているために、年雇人間で給金格差がほとんどみられなくなっている」といわれる。したがって、熟練の「若者」間で「頭」役を数年おきに交替するシステムが築けたのであろう。しかし、80年代後半期においても、徳兵衛のように、おそらく相当の技術力を持っていた「若者」を依然として雇用していた背景には、当時のヤマサ醤油の生産が漸増していたとはいえ、それが「他の醸造家と同レベルにとどま<sup>20)</sup>」っていた事情があったのだと推測される。

このように、明治期に入ってから「頭」の基本給は、けっして「若者」の最高給金額(表2の系列J)を意味していたわけではなかった。よって、「頭」の実収入を基本給だけ考慮していたのでは、杜氏に次ぐ作業現場の責任者としての報酬を評価していたとは考え

<sup>19)</sup> 吉田「醤油醸造業における雇用労働」、161頁。

<sup>20)</sup> 谷本雅之「銚子醤油醸造業の経営動向」林編『醤油醸造業史の研究』、253頁。

がたい。「頭」の給金をもってそのキャリアを反映させるためには、「頭」への役職手当を十分検討する余地がある。

そこで、「頭」に支払われた特別給の歴史を、いま一度振り返ることにしよう。吉田論文によると、ヤマサ醤油の場合、その起源は1838（天保9）年に求められているが、連続的に支給されるようになったのは、1865（慶應元）年に入ってからであった。そして明治期以後、それは「頭役料」や「頭役給金」、または「頭役骨折」という表現で記されるようになり、基本給、あるいは蔵の労働者全体を対象とした増給金とは別に、継続して支給されるようになった<sup>21</sup>。

表3の左半分は、最集計したあとの奉公人給金に関する時系列データである。同表には、「頭」に関する2種類の系列が見られる。このうち系列aには基本給のみが、系列bには基本給と役職手当が割り当てられている。また、比較しやすいように、「杜氏」と「若者」の基本給（「杜氏」は吉田推計と変更なし、「若者」は表2系列Iより引用）も掲げておいた。この表によると、「頭」の給金は、基本給のみならば「若者」との格差解消の方向性を示しているが、役職手当を含めて考えてみると、その格差は拡大の一途にあったことが読み取れる。また紙幅の都合上、表への記載を割愛したが、基本給に対する役職手当の比率を計算してみると、1865年の12.5%から70年代後半期の40%弱へと急激な増大を見せていた。その時期は、ちょうど春吉と治平が「頭」を勤めていたころである。その後、84年になると、栄蔵が「頭」を辞し、1か月半の空白が生じたために、その比率は20%を切るまでに落ち込んでいる。そして87年には、基本給の低下という事態が観察されていたにも関わらず、その50%にあたる12両もの金額が「頭」の役職手当として支給されていたのである。この結果、「頭」の役職手当を含めた形で「頭」と「若者」との給金格差を捉え直してみると、最小の1.28（1866年）から最大1.62（1887年）へと顕著な拡大を示していたと帰結される。

### 3.賃金指数

以上、ヤマサ醤油の奉公人給金について、幕末・明治期を中心に再推計を行ってみた。ここで得た分析結果を利用して、最後に斎藤作成の銚子醤油醸造業賃金指数を見直してみることしよう。

その前に、斎藤の推計方法を確認しておきたい。斎藤は、吉田作成の給金データから、基本給のみを採り上げて、その加重平均を銚子醤油醸造業賃金指数とする推計を試みている。1840～44年をベンチマーク年とし、ウェイトを「杜氏」1人（0.05）、「頭」2人（0.1）、「若者」（0.85）と定めている。今回の分析でも、データの連続性を保持するために、この定義に関しては手を加えずに、原データだけを入れ替えて再推計を行うことにする。表3の右半分に掲げた賃金指数が、その結果である。

この賃金指数は、名目賃金と実質賃金から成り立っている。実質賃金指数は、名目賃金

<sup>21</sup> 吉田「醤油醸造業における雇用労働」、173頁。

指数を江戸・東京生計費指数<sup>22</sup>でデフレートしたものである。また「頭」に関する系列 a と系列 b は、前節と同様、基本給のみとする場合と、それに役職手当を加えた場合の 2 系列を意味する。

この表で注目してほしいのは、最右列の実質賃金指数・系列 b（「頭」の役職手当を含めた場合）の推移である。1864～71 年の段階において、斎藤推計との差は毎年 1 ポイント前後、最大でも 65 年の 2.9 ポイントに留まっていた。しかし、両者の差は 76 年以降、急速に拡大する方向を示すようになり、79 年には 4.8 ポイント、88 年になると 6.7 ポイントまで到達した。この観察結果は、従来の実質賃金指数が明治 10 年代以降におけるその実態を過小評価していたことを示唆していよう。1818 年から 70 年へ向かって傾向的な低下をみせた実質賃金は、これまでの予想よりも比較的早く回復局面に入っていたのである。斎藤の記述によれば、それが 1830 年頃の水準（100.0 前後）に戻ったのは 1890 年代初めとあるが、再推計を見るかぎり、斎藤の予想よりも 15 年ほど早い 1870 年代中葉までには一旦回復していたのではないだろうかと主張されよう。

そうであるならば、ヤマサ醤油の年雇人にとって、特別給金とは一体どのような存在だったのだろうか。その点に関して、吉田は、特別給金には、一時的に支給される「特別ボーナス」型の増給金と、熟練を要する役割に就けば恒常的に支給される役職手当という 2 種類のタイプがあったことを指摘する。このうち、「若者」に対する一時的な増給金は、大した金額ではなかったにせよ、物価上昇期に多く支給される傾向にあった。したがって、結果的に基本給の購買力低下を和らげる機能をもっていた。しかし、実際には、「頭」も「若者」と同額か、それ以上の増給金を支給されていたので、「頭」と「若者」との賃金格差は、基本給に増給金を含めたこの段階でも、若干広がっていたと見て疑いない。そのうえに、「頭」に対しては役職手当が支給されていたのだから、両者の格差はますます拡大する方向にあったと考えるべきだろう。

ただし、この時点で考慮しておくべき事実が 1 点存在する。それは、前述したように、1870 年代から熟練の年雇人が数年間のローテーションを組んで「頭」役を順送りしていたという実態である。このようなシステムが誕生した背景には、1840 年代以降、「杜氏」期間の長期化によって、「頭」から「杜氏」へという昇進パターンが阻まれていた点があげられる<sup>23</sup>。そうすると、「頭」はその職を離れてしまうと、実質給を大幅に低下させてしまう可能性が指摘される。だが、こうした問題は、「頭」が「諸味搔」や「麦煎」などの役職に

<sup>22</sup> 斎藤『賃金と労働と生活水準』、191 頁の「資料と註」を参照。

<sup>23</sup> 吉田「醤油醸造業における雇用労働」、136～137 頁の表 1「歴代杜氏一覧表」から杜氏期間の平均年数を算出してみると、初代～12 代（1771（明和 8）～1840（天保 11）年）の 5.6 年に対して、13 代～15 代（1841（天保 12）～1902（明治 35）年）は 21.3 年となる。また、8 代～14 代の「杜氏」はその就任直前まで「頭」の地位にあったが、1879 年に 14 代の病死を受けて杜氏に就任した 15 代の場合、その直前までヤマサ醤油に入店していなかったため、他の醸造家から招聘されたと推定される。この時期の「頭」が春吉や治平だったことを踏まえると、入店 8 年目の彼らには、まだ「杜氏」としての素質が備わっていなかったと推測される。

就き、その役職手当を獲得することで回避された模様である。吉田の見解によれば、この時期になると「諸味搔や麦煎を担当した者が即頭になる可能性をもっていた」し、他方で「頭を退いた後もそのまま勤続して諸味搔に従事していた」とある。先ほど触れた栄蔵・由蔵は前者のパターンで「頭」に就いたのであり、春吉にいたっては、前者にも、後者にも当てはまる「頭」だった。そうすると、「頭」の範疇について、「諸味搔」や「麦煎」を含めた「役付の年雇人」と捉え直してみると、先ほど述べた「頭」のウェイトをもっと高めて推計したほうがよいのかもしれない。だとすれば、実質賃金指数の推移は、さらに上方へシフトする動きを示すことになるのである。

だが、現在の史料収集状況からは、これ以上の分析に対して限界を来している。吉田研究を参考にすると、「諸味搔」や「麦煎」の役職手当は「入目帳」に記録されているようである。今後は、徳川時代の「大福帳」はもちろんのこと、「入目帳」を使用した再推計を継続していきたい。

## おわりに

以上、簡単ではあるが、銚子ヤマサ醤油の事例から、幕末・明治期を中心とした醤油醸造業賃金系列の再推計を行ってみた。「若者」については、バイアスの掛かったサンプルを取り除くことで、データの安定性を図ることに成功し、「頭」に関しては、役職手当を考慮することで「若者」との賃金格差を明瞭に描き出せたといえよう。その結果、幕末期までに大きく下落した実質賃金は、明治期に入ると従来の見解よりも早い回復力を示しており、しかもその上昇率が推計結果以上に高かった可能性を秘めている点が明らかとなった。こうしたファクト・ファインディングは、明治 10 年代初期の地方消費市場について、熟練層を中心とする消費者の購買力がこれまでの予想以上に高かったことを示唆していよう。

最後に、この再推計に対する今後の課題を述べて、本分析を締めくくりにしたい。

第 1 に、前節の最後にも書いたとおり、「入目帳」と元治期以前の「大福帳」に目を通すことである。今回は史料収集がごく短期間で行われたため、幕末・維新期の「大福帳」しかカバーすることができなかったが、定期的な史料調査を行うことで、より正確なデータベースの構築を企図している。とりわけ、「入目帳」は 1893（明治 26）年分まで揃っているので、表 2・表 3 の系列をもう少し延伸できることが期待される。

第 2 に、奉公人給金を推計について、従来の方法を踏襲するに留まらず、その定義自体を再考する事態に直面している。とくに、複数年季の奉公人給金を 1 年あたりに換算するとき、単純に算術平均をもって年間・月間ベースで求めて良いのか、考え直す必要があるだろう。今後、徳川期の奉公人給金を分析するにあたって、こうした長年季の奉公人数は増加してくるので、その具体的措置を検討しておかねばならないだろう。

表1 ヤマサ醤油・「若者」の人数と基本給(1):1864~88年

		(両・円)		(人)			(両・円)		最低値の理由 F
		吉田 推計	人数 A	平均値 B	最頻値 C	最高値 D	最低値 E		
1864	元治1	5.875	13	5.367	6.000	7.000	2.625	2年季奉公	
65	慶應1	6.500	19	6.404	7.500	7.500	4.200	複数年勤務の1年目	
66	2	7.058	16	6.911	8.000	8.000	4.875	2年季奉公	
67	3	7.250	15	7.225	8.000	8.000	5.000	1年季のみ	
68	明治1	7.417	14	7.357	8.000	8.000	5.250	1年季のみ	
69	2	7.625	12	7.416	8.000	8.000	6.000	1年季のみ(2名)	
70	3	8.125	9	7.165	8.000	8.000	6.000	複数年勤務の1年目	
71	4	7.890	14	7.464	8.000	8.250	6.000	中途退職	
72	5	—	—	—	—	—	—	—	
73	6	—	—	—	—	—	—	—	
74	7	16.156	—	—	—	—	—	—	
75	8	15.750	—	—	—	—	—	—	
76	9	15.791	21	15.863	17.500	17.500	12.500	複数年勤務の1年目	
77	10	16.405	31	16.349	17.000	17.500	12.500	据置き	
78	11	16.590	26	16.555	17.500	17.500	13.500	1年季のみ(1名) 複数年勤務の1年目(1名)	
79	12	16.133	31	16.879	17.500	18.000	14.000	据置き	
80	13	17.352	—	—	—	—	—	—	
81	14	22.907	—	—	—	—	—	—	
82	15	28.720	35	28.078	30.000	30.500	22.998	複数年勤務の1年目	
83	16	—	—	—	—	—	—	—	
84	17	25.635	32	25.201	27.000	30.000	14.758	1年季のみ	
85	18	—	—	—	—	—	—	—	
86	19	—	—	—	—	—	—	—	
87	20	22.308	37	22.273	24.000	27.000	15.000	複数年勤務の1年目	
88	21	22.191	33	22.287	24.000	27.000	14.900	1年季のみ?	

史料 ヤマサ醤油株式会社「大福帳」元治元～明治21年(A148～A163)。

注 「大福帳」に記載された「若者」を対象とする。

平均値・最高値・最低値は基本給のみで、特別給金を含まない。

両建, 1両=1円で換算。

中途採用・退職者の給金は、日割・月割から年間ベースに換算。

表2 ヤマサ醤油・「若者」の人数と基本給(2):1864～88年

			(人, %)		(両・円)		
			人数	人数比 (G/A)	平均値	最高値	最低値
			G	H	I	J	K
1864	元治	1	7	53.8	5.982	7.000	4.200
65	慶應	1	14	73.7	6.727	7.500	4.200
66		2	14	87.5	7.050	8.000	5.001
67		3	14	93.3	7.250	8.000	5.000
68	明治	1	11	78.6	7.364	8.000	5.250
69		2	8	66.7	7.688	8.000	6.500
70		3	4	44.4	7.750	8.000	7.000
71		4	7	50.0	7.893	8.250	7.500
72		5	—	—	—	—	—
73		6	—	—	—	—	—
74		7	—	—	—	—	—
75		8	—	—	—	—	—
76		9	13	61.9	15.462	17.500	12.500
77		10	29	93.5	16.405	17.500	12.500
78		11	25	96.2	16.568	17.500	13.500
79		12	31	100.0	16.879	18.000	14.000
80		13	—	—	—	—	—
81		14	—	—	—	—	—
82		15	27	77.1	28.470	30.500	22.998
83		16	—	—	—	—	—
84		17	28	87.5	25.295	30.000	14.758
85		18	—	—	—	—	—
86		19	—	—	—	—	—
87		20	34	91.9	22.256	27.000	15.000
88		21	32	97.0	22.269	27.000	14.900

史料 表1と同じ。

注 2年季奉公人, 1年季のみの年雇人, 中途退職者を含まない。  
平均値・最高値・最低値は基本給のみで, 特別給金を含まない。

表3 ヤマサ醤油奉公人の給金と賃金指数:1864~88年

(両・円)

(1840-44年=100)

	杜氏	給金			賃金指数						
		頭		若者	名目	齋藤		実質			
		a	b			a	b	齋藤	a	b	
1864	元治1	12.000	7.500	7.500	5.982	119.3	120.9	120.9	73.9	74.8	74.8
65	慶應1	12.000	8.000	9.000	6.727	128.9	133.7	135.6	55.8	57.9	58.7
66	2	25.000	8.000	9.000	7.050	151.0	151.1	152.9	46.9	46.9	47.5
67	3	25.000	8.000	10.500	7.250	154.2	154.3	158.9	44.6	44.6	46.0
68	明治1	25.000	8.000	10.500	7.364	156.9	156.1	160.8	55.7	55.4	57.0
69	2	25.000	8.000	10.000	7.688	160.2	161.2	165.0	35.5	35.7	36.5
70	3	25.000	8.500	10.500	7.750	169.1	163.2	166.9	32.3	31.2	31.9
71	4	25.000	8.500	11.000	7.893	165.3	165.5	170.2	37.7	37.7	38.8
72	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	7	—	—	—	—	329.7	—	—	87.2	—	—
75	8	—	—	—	—	327.7	—	—	78.6	—	—
76	9	60.000	18.000	25.000	15.462	341.8	337.0	350.2	97.9	96.5	100.2
77	10	60.000	18.000	25.000	16.405	351.6	352.1	365.2	97.6	97.7	101.4
78	11	60.000	18.000	25.000	16.568	354.7	354.7	367.8	87.9	87.9	91.2
79	12	60.000	18.000	25.000	16.879	347.3	359.6	372.8	64.5	66.8	69.3
80	13	—	—	—	—	384.1	—	—	59.4	—	—
81	14	—	—	—	—	484.7	—	—	66.8	—	—
82	15	90.000	30.000	42.000	28.470	599.5	595.4	617.9	95.0	94.3	97.9
83	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
84	17	90.000	27.000	36.500	25.295	544.2	539.1	556.9	140.5	139.2	143.8
85	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
86	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
87	20	90.000	24.000	36.000	22.256	484.9	484.9	507.5	129.0	129.0	135.0
88	21	90.000	24.000	36.000	22.269	483.0	485.1	507.7	130.4	131.0	137.1

史料 表1と同じ。

注 1) 「杜氏」・「頭a」・「若者」は、基本給のみ。「頭b」は、基本給と頭役料の合計。  
両建, 1両=1円で換算。

2) 元治元年の頭役料は不明。給金に含まれるものとして処理した。また、明治14年の頭役料は、栄蔵(4か月18日分, 4.5円)と由蔵(半年分, 5.0円)の合計。

3) 「若者」は、2年季連続で勤務し、中途就職・退職していない奉公人・年雇人を対象とした(表2の系列F)。表中の金額は、彼らの基本給を算術平均したもの(表2の系列G)。

4) 賃金指数のa, bは、「頭a」, 「頭b」に対応。デフレーターは、江戸・東京生計費指数。「齋藤」は、齋藤推計。算出方法・ウェイトは、齋藤修『賃金と労働と生活水準』岩波書店, 192頁に準じる。